

## 南丹市地域建設業経営強化融資制度に係る債権の譲渡に関する事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、南丹市（以下「市」という。）と建設工事の請負契約を締結している建設業者（以下「受注者」という。）が、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）に基づく「地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における、市工事請負契約書（以下「契約書」という。）第5条第1項ただし書に規定する工事請負代金債権の譲渡に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、市が発注する請負代金額が130万円以上の工事とする。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る工事及び歳出予算の繰越し等による工期が複数年度にわたる工事。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 債務負担行為等の最終年度に係る工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

ウ 債務負担行為等又は繰越工事であり、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工事が1年未満の工事

(2) 市が役務的保証を必要とする工事

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に基づく、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事

(4) その他、受注者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適當な事由がある工事

2 前項第1号ウの工事に係る債権譲渡は、一括して行うこととし、年度ごとの分割譲渡は認めないものとする。

### (債権譲渡の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権は、当該工事請負工事が完成した場合において、契約書第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金及び部分払金並びに当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、当該工事請負契約が解除された場合にあつては、契約書第49条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 工事請負契約の契約変更により請負代金額に増減が生じた場合は、承諾に係る請負代金額及び債権譲渡額は、変更後の金額とする。

3 前項の場合において、債権を譲渡した者は、債権を譲り受けた者に対し、変更後の契約書の写しを提出することで通知するものとする。

(債権を譲渡することができる者)

第4条 債権を譲渡することができる者（以下「債権譲渡人」という。）は、原則として、資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の受注者とする。

2 受注者が建設共同企業体の場合においては、債権譲渡人は、全ての構成員が要件を満たす者とする。

(債権を譲り受けることができる者)

第5条 債権を譲り受けることができる者（以下「債権譲受人」という。）は、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）。以下同じ。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、債権譲渡人への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）発行及び特定目的会社に対する電子記録債券発行に関する指示を含む。）を行う者とする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第6条 市長は、第2条に規定する工事の出来高（同条第1項第1号アの工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高とする。）が2分の1以上に到達したと認められる日以後に、債権譲渡を承諾することができるものとする。

2 前項の出来高の確認は、工事履行報告書（様式第1号）により行うものとする。

(債権譲渡の承諾申請)

第7条 債権譲渡人は、債権譲渡の承諾を依頼するときは、債権譲受人と共同して次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を作成し、市長に提出するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第2号） 1部

(2) 債権譲渡契約書の写し（様式は、「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱について」（平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国営計第61号）記6（2）に定める様式3に準じたものとする。） 1部

(3) 工事履行報告書 1部

(4) 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書（発行日から3月以内のもので、原本に限る。） 各1部

(5) 契約保証金相当額が保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により債権譲渡に当たって保険者等の承諾を得ることを義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1部

(債権譲渡の承諾)

第8条 市長は、前条の規定による申請書類の提出があったときは、速やかに必要な事項を確認するものとする。

2 前項の確認により債権譲渡を承諾する場合は、債権譲渡承諾書(様式第3号)を債権譲渡人及び債権譲受人に各1部交付するものとする。

3 市長は、債権譲渡の承諾の申請及び承諾状況について、債権譲渡整理簿(様式第4号)により管理するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 市長は、適正な申請書類の提出がない場合又は前条第1項の規定による必要な事項の確認ができない場合は、債権譲渡の承諾を行わないものとする。

2 前項により債権譲渡の承諾を行わないものと決定した場合は、承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(様式第5号)を債権譲渡人及び債権譲受人に各1部を交付するものとする。

(債権譲受人による出来高確認)

第10条 債権譲渡承諾により、債権譲受人が融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。

2 債権譲渡人は、前項の規定による出来高確認を行うに当たり、現場確認の必要がある場合は、工事出来高確認協力依頼書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の依頼書の提出があった場合は、工程に支障がない範囲内で工事現場への立入りを書面又は口頭により承認し、立入りに必要な調整を行うものとする。

(債権譲渡承諾後の前払金等の取扱い)

第11条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾が行われた後は、当該工事に係る前払金、中間前払金及び部分払(第2条第1項第1号ウに規定する工事に係る各会計年度末における部分払を除く。)を請求することはできないものとする。

(融資実行の報告)

第12条 債権譲渡人と債権譲受人は、債権譲渡の承諾を受け、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合は、速やかに連署にて市長に融資実行報告書(様式第7号)を提出するものとする。

(債権譲受人の債権金額の請求)

第13条 債権譲受人は、契約書に定められた検査等の所定の手続を経て、請負代金及び部分払金(以下「請負代金等」という。)の額が確定した場合に限り、譲り受けた債権の範囲内で支払いを市に請求することができるものとする。

2 債権譲受人は、前項の規定による請求を行なうときは、工事請負代金請求書(様式第8号)を提出するものとする。

3 債権譲渡人は、債権譲渡の承諾が行われた後は、当該工事に係る請負代金等の請求をすることはできないものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和 8 年 3 月 31 日に限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第 8 条第 2 項に規定する承諾については、同日後もなおその効力を有する。